

菅首相による日本学術会議会員推薦者の任命拒否に関する声明

2020年10月26日

東海地区私立大学教職員組合連合執行委員会

東海地区私立大学教職員組合連合執行委員会は、日本国憲法第23条の「学問の自由」を重視する立場から、日本学術会議における新会員6名の任命を菅首相が拒否した問題について強く抗議するとともに、改めて当該6名の任命を求める。

日本学術会議法の前文によれば、日本学術会議の設置目的は、「科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される」と謳われている。この前文の冒頭において「科学が文化国家の基礎である」と述べられ、科学の重要性が主張されている。科学が十分に行われるためには、学問の自由の確立が求められる。学問の自由は、科学者が時の権力や権威に対して忖度したり、おもねることなく、自らの関心に基づいて自由に科学を行い、その結果を自由に発表することができるということである。この自由が、国家や文明の維持と進歩に寄与するのである。権威や権力におもねる形での研究や結果発表は、科学的な事実や成果の利用を歪める。長期的な視点で考えたとき、その歪みは決して我が国や人類社会を適切な方向へは導かない。それは、政府が重要な施策と位置づける、科学技術・イノベーションの振興をむしろ阻害するものとすらいえよう。

今回の任命拒否が、科学や学問の存立基盤たる学問の自由を侵害していることは明らかである。しかし、推薦者6名の任命拒否が発覚してから1か月近く経つ現段階においても、菅首相は任命拒否の明確な理由を公にせず、まったく説明責任を果たしていない。かかる状況が放置されれば、科学や学問の本質はなおいっそう歪められ、大学や研究機関等における運営や、あるいは市民活動のあり方にも重大な影響を及ぼしかねない。このことはまさに、科学や学問が我が国ひいては人類社会の発展に好循環をもたらすという、社会システムの重要な一機能を失わせることになりはしないだろうか。

任命拒否の問題をめぐっては、多くの学協会、大学関係団体はもとより、広範な市民団体や個人が声明を発出している。また、日本学術会議の現会長である梶田氏は、菅首相が任命を拒否した理由を求めるとともに、改めて6名の任命を求める要望書を菅首相に手渡す等、事態の改善を求めている。菅首相には、日本学術会議設置の歴史的意義、目的、その精神について再度深く認識していただくとともに、任命拒否の理由を公の場でしっかりと明示し、当該6名の再任命に向けて全力を挙げて取り組むことを求める。

以上